

議案第38号

財産の無償貸付けについて

財産（天理市立メディカルセンター敷地の一部）を下記のとおり無償貸付けするため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年9月1日提出

天理市長 並 河 健

記

1 無償貸付けする財産

所 在	天理市富堂町300番地11の一部
建 造 物	駐車場及び通路並びにその附属設備
面 積	908.49㎡

2 貸付けの相手方 天理市蔵之庄町470番地8
社会医療法人 高清会
理事長 高 井 重 郎

3 無償貸付けの理由

社会医療法人高清会が天理市立メディカルセンター東側に建設中の施設の駐車場用地として、同法人に対して本財産を提供するにあたり、同法人より当該駐車場を天理市立メディカルセンターに無償で共同利用させる旨の申出があったことから、当該駐車場の設置が天理市立メディカルセンターの利便性向上に資すると認め、本財産の無償貸付けを行うものである。

4 貸付期間 令和3年10月1日から令和6年3月31日まで